

第 77 号 議 案

令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,399,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和元年 6 月 17 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県債		千円 909,600	千円 66,000	千円 975,600
	1 県債	909,600	66,000	975,600
歳入合計		2,333,681	66,000	2,399,681

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		千円 2,333,681	千円 66,000	千円 2,399,681
	1 港湾費	705,667	66,000	771,667
歳出合計		2,333,681	66,000	2,399,681

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費	千円 909,600	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和元年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内 (ただし、財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 975,600	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	909,600				975,600			